3　信用事業を行う漁業協同組合等の会計監査人の設置

(一)　一定規模以上の信用事業を行う組合等は、会計監査人の監査を受けなければならないこととした。（第四一条の二、第四一条の三等関係）

(二)　政府は、会計監査人の監査への移行に関し、監査法人等が円滑に監査の業務を行うことができること等について適切な配慮をすることとした。（附則第二六条関係）

4　内水面組合の組合員資格

(一)　内水面組合にあっては、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が一年を通じて三〇日から九〇日までの間で定款で定める日数を超える個人は、正組合員資格を有することとした。（第一八条第二項関係）

(二)　内水面組合は、その選択により正組合員資格を漁業者又は漁業従事者のみに限定することができることとした。（第一八条第三項関係）

四　水産資源保護法の一部改正関係

水産動植物の保護培養のため、農林水産大臣又は都道府県知事が行うことができることとされている命令について、一による改正後の漁業法の規定に基づく命令と重複するものについては同法に統合することとした。（第四条第一項関係）

五　内水面漁業の振興に関する法律の一部改正関係

内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展等のため、指定養殖業について一による改正後の漁業法の規定を準用することとした。（第三〇条関係）

六　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止関係

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律を廃止することとした。

七　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（法律第九六号）（国土交通省）

1　規制の適正化

(一)　一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可の欠格事由の拡充（第五条及び第三五条第四項関係）

(1)　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者及び事業の許可の取消しを受けた者が許可を受けることができない期間を二年から五年に延長することとした。

(2)　欠格事由として、許可を受けようとする者と密接な関係を有する者が、事業の許可の取消しを受けてから五年を経過しない者である場合等を追加することとした。

(二)　運行管理者資格者証の交付を行わないことができる期間の延長（第一九条第二項関係）

運行管理者資格者証の返納を命ぜられた者等に運行管理者資格者証の交付を行わないことができる期間を二年から五年に延長することとした。

(三)　事業の休止及び廃止に係る事後届出制の見直し（第三二条及び第三五条第六項関係）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三〇日前までに国土交通大臣に届け出なければならないこととした。

(四)　事業の許可基準の明確化（第六条及び第三五条第三項関係）

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可基準について、事業の計画が事業用自動車の安全性を確保するため適切なものであること等を明記することとした。

(五)　運送約款の認可基準の明確化（第一〇条第二項第三号関係）

運送約款において、特別の事情がある場合を除き、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていることを、認可基準に追加することとした。

2　事業者が遵守すべき事項の明確化

(一)　輸送の安全に係る遵守義務の明確化（第一七条第一項等関係）

貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車の定期的な点検及び整備その他事業用自動車の安全性を確保するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならないことを明記することとした。

(二)　事業の適確な遂行に関する遵守義務規定の新設（第二四条の四等関係）

(1)　貨物自動車運送事業者等は、自動車車庫の整備等に関する事項、健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付等に関する事項その他の輸送の安全に係る事項以外の事項であってその事業を適確に遂行するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならないこととした。

(2)　国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等が(1)の基準を遵守していないと認めるときは、その是正に必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

3　荷主対策

(一)　荷主の責務に関する規定の新設（第六三条の二関係）

荷主は、貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法等を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならないこととした。

(二)　荷主への勧告に関する制度の拡充（第六四条関係）

荷主への勧告に関する制度の対象に貨物軽自動車運送事業者を追加するとともに、当該勧告をしたときは、その旨を公表することを明記することとした。

(三)　違反原因行為への対処に関する規定の新設（原始附則第一条の二関係）

平成三六年三月三一日までの間、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがあると認める場合等において、関係行政機関の長に対する情報提供、関係行政機関の長の協力の下での当該荷主の理解を得るための措置並びに当該荷主への要請並びに勧告及び公表を行うことができることとするとともに、公正取引委員会への通知制度を設けることとした。

4　標準的な運賃に関する規定の新設（原始附則第一条の三関係）

(一)　平成三六年三月三一日までの間、国土交通大臣は、運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができることとした。

(二)　国土交通大臣は、(一)の標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならないこととした。

5　罰則（第七六条関係）

(一)　又は(二)に該当する者は、一〇〇万円以下の罰金に処するものとした。

(一)　1の(三)の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

(二)　2の(二)の(2)の命令に違反した者

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、4は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇食品表示法の一部を改正する法律（法律第九七号）（消費者庁）

1　食品の回収の届出に関する事項

(一)　食品関連事業者等は、第六条第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するときは、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならないこととした。（第一〇条の二第一項関係）

(二)　内閣総理大臣は、第一〇条の二第一項の規定による届出があったときは、その旨を公表しなければならないこととした。（第一〇条の二第二項関係）

(三)　第一〇条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五〇万円以下の罰金に処することとした。（第二一条関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。